

個人情報等情報資産に関する特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により小牧市（以下「発注者」という。）から事務の処理の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、当該事務を処理するに当たり、個人情報等情報資産（個人に関する情報を始めとする市が保有する情報をいう。以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、情報資産の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(情報セキュリティ)

第2条 受注者は、この契約による事務を処理するに当たり、発注者の施設内へ許可なく機器、プログラム、データ並びにコンピュータウイルス、不正プログラム等発注者の所管するシステム及びネットワークに脅威を与えるものを持ち込んで서는ならない。

2 受注者は、機器又は情報資産に対する誤操作等の過失、不正アクセス又は不正行為による情報資産の破壊、改ざん、消去、漏えい等を防止しなければならない。

3 受注者は、この契約による事務を処理するに当たり、発注者の所管する機器若しくは情報資産の無断持ち出し又は情報資産へアクセスするための認証情報の不適切な管理を行ってはならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約による事務を処理するに当たり、知り得た情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、その使用する者が在職中及び退職後においても、この契約による事務を処理するに当たって知り得た情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した情報資産を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

4 前3項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においてもなお効力を有する。

5 受注者は、その使用する者に、委託業務に関して知り得た情報を提供又は盗用したときは、法律の定めるところにより処罰されることを、周知しなければならない。

(収集又は利用の制限)

第4条 受注者は、この契約による事務を処理するため、情報を収集し、又は利用するときは、当該契約に係る事務を処理するために必要な範囲内で適法かつ適正な方法で情報を収集又は利用しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するに当たって、発注者から提供された情報資産を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託してはならない。ただし、受注者は、委託先及び委託の範囲を発注者に対して報告し、あら

かじめ発注者の書面による承認を得た場合は、その一部に限り再委託をすることができる。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により個人情報を取扱う事務を第三者（以下「再受注者」という。）に取り扱わせる場合には、再受注者の当該事務に関する行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 第1項の規定により再委託する場合において、受注者は、この契約により受注者が負う義務を再受注者にも遵守させなければならない。

（適正な管理）

第7条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた情報資産及び機器について、滅失、盗難、改ざん及び外部流失の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。受注者が当該事務を処理するために収集した情報についても同様とする。

- 2 受注者は、この契約に係る個人情報の取扱いに関する管理責任者及び作業場所等を特定し、書面により発注者に通知しなければならない。また当該通知内容に変更が生じた場合も速やかに書面により発注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行のために機器又は情報資産の搬送が必要となる場合は、事故等による機器の破損又は情報資産の盗難を防止しなければならない。
- 4 受注者は、記録媒体を含む機器を修理する場合は、可能な限り事務上の情報資産が消去された状態で行うものとする。当該情報資産を消去できない場合は、当該記録媒体内に含まれる情報の不正コピー等により情報資産が漏えい、滅失又は毀損することがないようにしなければならない。
- 5 受注者は、この契約により記録媒体又は記録媒体を含む機器の撤去を行う場合は、当該記録媒体内にある情報を復元不可能とするための対策について、発注者と事前協議の上、適切に対処しなければならない。

（システム又はネットワークの管理）

第8条 受注者は、発注者の所管するシステム又はネットワークの開発、運用、保守に関わる場合、不正なアクセス等から情報資産を適切に保護するため、アクセス制御、ネットワークの監視等システム又はネットワークの管理について必要となる技術面の対策を発注者に知らせ、契約の履行上必要であれば、その対策を講じなければならない。

- 2 受注者は、発注者の所管するシステム又はネットワークの構築に際して作成し、又は携わったネットワーク構成図又はシステム仕様書を保管する場合は、厳重に管理をするとともに、知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 受注者は、発注者の所管するシステムの操作に必要なIDを取得した場合、当該IDをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、この契約の履行後は、速やかにそのIDを抹消しなければならない。
- 4 受注者は、この契約の履行のために必要となるシステム及び情報資産への重要な操作については、発注者の許可を受けた後、2人以上で互いにその内容を事前に確認し

ながら行わなければならない。

5 受注者は、発注者の所管するネットワークに対して端末を無断で接続してはならない。

6 受注者は、発注者の所管するシステム又はネットワークの管理及び運営が行われる室又は場所へ入るときは、身分証明書又は発注者に指定された入室許可書を携帯し、必要により提示しなければならない。

(情報資産等の返還、廃棄等)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するに当たり、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した情報資産（複写又は複製したものを含む。）及び機器は、この契約による事務の処理終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が廃棄その他の方法を指示したときは当該方法によるものとする。

(定期報告及び事故発生時等における報告)

第10条 受注者は、この契約における事務を処理するに当たり、必要な情報セキュリティ対策が確保されていることを発注者に定期的に報告をするものとする。

2 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

3 受注者は、この契約の履行中又は履行後に想定外の事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(監査、検査等)

第11条 発注者は、必要があるときは、受注者に対しこの契約に係る個人情報の管理状況等について監査、検査又は報告を求めることができる。

(事故時等の公表)

第12条 発注者は、この契約に関し、情報セキュリティに関する事件、事故等が発生した場合は、住民に対し適切な説明責任を果たすため当該事件、事故等の公表を必要に応じて行うものとする。

(損害賠償)

第13条 発注者は、受注者がこの契約に違反していると認めたときは、当該違反により生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、受注者を退社した従業員、受注者の委託先又は受注者の委託先を退社した従業員が秘密保持、不正アクセス等その責めに帰すべき事由により行った行為に関し、受注者は、発注者に同様に賠償するものとする。